

生徒心得

校訓「強く、正しく、明るく」を意識し、北千里高校生としての自覚と責任を持って行動すること。

1 通学

- (1) 通学に際しては交通規則を必ず守ること。歩行する場合は歩道のあるところは必ず歩道を利用し、横に広がらないこと。
(特に、北千里駅から学校まで)
自転車の場合は原則車道を通行し、歩道を通行する場合は並列走行等をせず歩行者最優先で通行すること。
いずれの場合も通行する付近の住民や他の通行人に迷惑を及ぼすことのないよう心がけること。
- (2) 公共交通機関である電車、バスを利用する場合は順序よく乗降し、他の乗客に迷惑をかけたり、不快感を与えるような行動や言動は慎むこと。また、定期券の不正使用・無賃乗車等は絶対しないこと。
- (3) 自動車・自動二輪車・原動機付自転車での通学は禁止する。(違反した場合は懲戒の対象とする。)
- (4) 時間に余裕をもって登校すること。(始業時刻以後の登校は遅刻となり、指導の対象とする。)
- (5) 年度途中に、通学方法の変更を希望する場合は、所定の「通学経路変更届」を添えてすみやかに手続きをとること。
- (6) 自転車通学については別に定める。

2 校内生活

- (1) 予鈴までに登校し、登校後は外出しないこと。やむを得ずその必要があるときは担任に届け出て許可をうけること。
- (2) 授業開始時刻までに着席し、授業をうける態度で待つこと。
- (3) 下校時刻は平日 17:00 とする。ただし、水曜日は原則 16:45 とする。
部活動延長等の場合は所定の手続きを事前に行うこと。
延長活動の最終下校時間は夏期間 18:30 冬期間 18:00 とする。
- (4) 土・日・祝日は、教職員付き添いのもとで学習や部活動等を目的として登校することができる。
- (5) 個人ロッカーの整理、整頓を心がけること。また、個人ロッカーには必ず鍵をかけ、各自で管理すること。
個人ロッカーの上に物を置かないこと。
- (6) 所持品には、はっきり記名すること。学校生活に不必要的物は学校内に持ち込まないこと。
貴重品や高価な物を持参した場合は、身に着けておく等各自の責任で管理すること。
- (7) 金品を紛失(盗難を含む)、拾得したときは直ちに係の教員に届けること。
- (8) 校舎・校具等の公共物を大切に扱い、その使用に留意し、故意に破損しないこと。
- (9) 校舎・校具等を誤って破損した場合は担任を通じて事務室に届け出て指示に従うこと。また、その状況によっては弁償しなければならない。
- (10) 校舎・校具等を使用するときは予め学校の許可をうけること。
- (11) 校舎における掲示、出版物の配布、頒布、物品売買、集会等については必ず事前に関係教員の指導をうけ生徒部に届け出ること。
- (12) 服装については別に定める。(服装規定)

3 携帯電話(スマートフォン)

- (1) 授業中は、原則として使用しない。
- (2) 授業中はマナーモードにしてカバンに入れる。
辞書・時計としての使用なども原則認めない。ただし、調べ学習など使用を限っての場合は、教員が指示する。
※ Chrome book も同様とする。
- (3) 考査中は電源を切ってカバンの中へ入れる。
- (4) 移動(歩行・自転車)しながらスマホ・携帯電話を使用しない。

4 校外生活

- (1) 旅客運賃割引証（学割）の発行を希望する者は、旅行届と交付願に所定の印をうけて事務室に申し込むこと。
- (2) アルバイトは「原則として禁止」する。
やむを得ぬ事情によりアルバイトを希望する場合は、アルバイトの内容を十分保護者と検討した上で、学校に届け出る。次のような内容のものはいかなる場合も禁止する。
 - ①準夜・深夜に及ぶ業務
 - ②健康を損なう恐れのある業務
 - ③風俗営業、スナック等、その他生徒として出入りすることが好ましくない業務
 - ④その他、労働基準法等で禁止されている業務アルバイトについて

5 特別指導

- (1) 喫煙・飲酒・薬物乱用をしてはいけない。
 - (2) 暴力行為や他人に迷惑をかける行為を行ってはならない。
 - (3) 自動車・自動二輪車・原動機付自転車によって通学してはならない。（やむを得ない場合での保護者の送迎を除く）
 - (4) 考査および小テスト等の不正行為は厳禁する。
- （※考査および小テスト等の不正行為については、当該テストの点数は0点とする。）

上記の事項に違反した者および学校の指導に反する者は、特別な指導を行う。

特別指導は、校長が決定し原則として保護者・生徒本人に対しその指導内容を申し渡す。

6 その他

- (1) 生徒証明書は常に携帯しておくこと。

服装規定

1 制服

学校生活において特別に指示がある場合を除き制服を着用すること。

(1) 男子制服

冬服…校章バッジは左えりにつける。

黒無地詰襟5つボタン、袖口2つボタンの上衣、白長袖カッターシャツ（校章入り）、

セーター・カーディガン・ベスト（学校指定）、黒無地ズボン。

夏服…上着なし、白半袖カッターシャツ（校章入り）、またはポロシャツ（学校指定）、黒無地ズボン。

(2) 女子制服

冬服…校章バッジは左えりにつける。紺の学校指定のデザインの上着、白長袖ブラウス（校章入り）、

セーター・カーディガン・ベスト（学校指定）、スカートまたはスラックス、リボン。

夏服…上着なし、白半袖ブラウス（校章入り）、またはポロシャツ（学校指定）、

スカートまたはスラックス、リボン。

留意事項

(1)個人の体調等に合わせ、冬服・夏服のどちらを着用してもよい。

(2)冬季の始業式、終業式を含む式典等には上着を着用（指示がある場合はこの限りではない）し、リボンについても着用すること。

(3)白カッターシャツおよびブラウスについては、校章入りを正式とするが、冬服の場合は市販の白カッターシャツおよびブラウスの着用を認める。

(4)学校指定のポロシャツについては、始業式・終業式を含む式典等に着用してはならない。

(5)通学時、学校指定体操服および部活動で揃えたジャージ等の着用を認める。

2 防寒着

(1)学校指定の制服に加えての着用を認める。ただし、授業中の着用は認めない。

(2)華美にならないように、高校生として好ましいものであること。

3 頭髪等

(1)常に清潔を保つこと。

(2)頭髪を染めたり、パーマをあてたりしないこと。

(3)ネックレス・ピアス・指輪等の装飾品は、身につけないこと。

4 はきもの

(1)通学靴…特に指定はしない。ただし、サンダル・スリッパ等での登校は認めない。

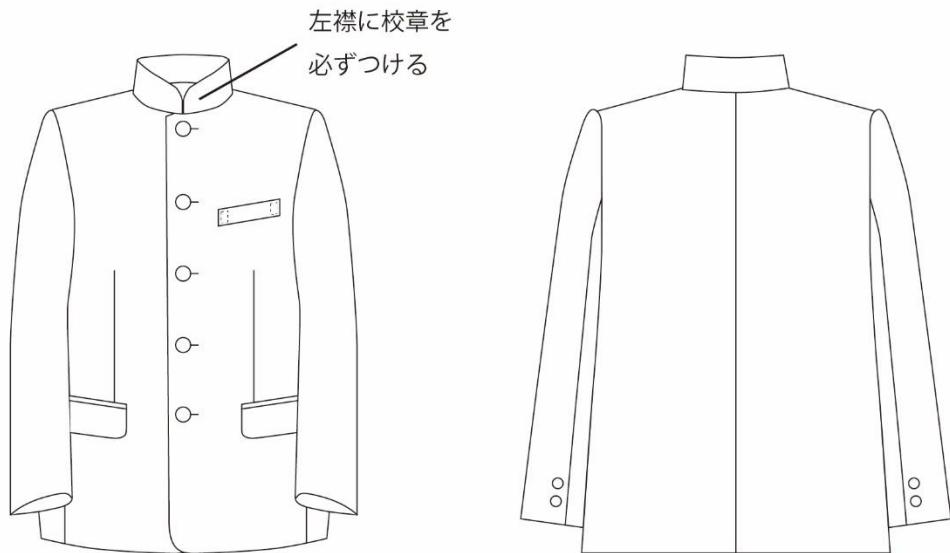
(2)上履き…校舎内では学校指定の上履きを使用し、必ず所定の場所に名前を記入する。

5 異装届

制服等を着用できない事由が生じたとき（負傷等で）は、担任を通じて異装届を生徒部へ提出のこと。

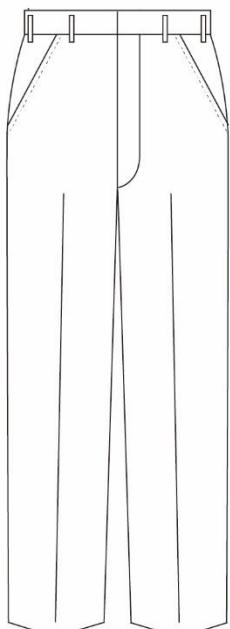
大阪府立北千里高等学校 制服図

(男子制服図)



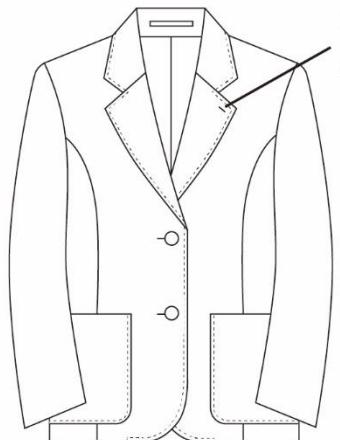
- ・カラー高さ標準 4cm とする。
(ハード・ソフトいずれのタイプ
でも良い)
- ・前 5 つ、袖 2 つ指定ボタン使用
- ・右左雨ブタ付ポケット
左胸キリポケット

- ・上着丈は市販詰えり標準学生服
サイズとする。(総丈の 1/2 を
標準とする)



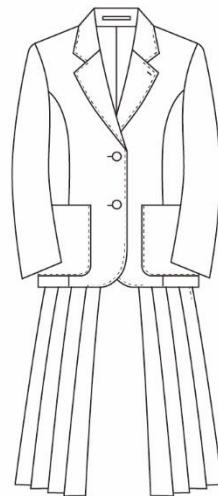
- ・モモ巾市販学生ズボン標準既製品サイズ
とする。
- ・裾巾(21 ~ 23 cm 標準)
- ・裾 SW(シングル・ダブルどちらでも良い)

(女子制服図)

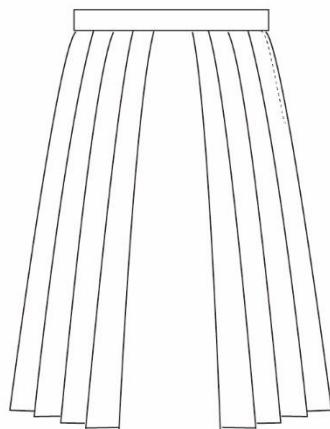


左襟に校章を
必ずつける

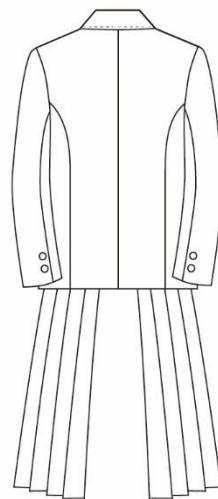
- ・テーラー襟・2つボタン
- ・袖2つボタン（指定のもの）
- ・襟ポケット左右ステッチ



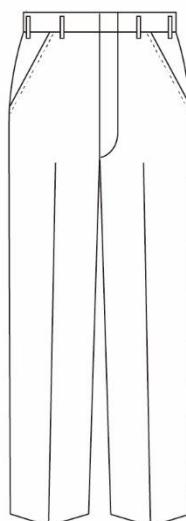
- ・センタースリット（標準16cm）



- ・ベルト巾3cm
- ・ヒダ前後左右4本（計16本）
- ・丈は膝がかくれる程度



- ・着丈（ウエスト丈+20cm）程度
(57cm~60cm)



- ・裾SW（シングルダブル
どちらでもよい）

